

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2019000334 原二小小荷物昇降機改修工事
	履行場所	南相馬市原町区橋本町一丁目地内
	種類	工事
概 要	概要	機械設備改修工事 ・小荷物昇降機改修工 一式
	名称	クマリフト株式会社 東北支店
相 手 方	代表者	支店長 高坂 満
	所在地	宮城県 仙台市 若林区六丁の目西町1-18
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	本工事は、巻上機及び制御・操作盤等の交換を行う部分改修工事である。既存設備と更新設備との接続に互換性があるため、メーカー独自の技術が必要であり、既設機器を製造・設置した当該業者以外では施工できないことから随意契約としたい。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局教育総務課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2019000354 量水器更新工事
	履行場所	南相馬市原町区小浜字間形沢地内外
	種類	工事
概 要	概要	量水器更新 電磁式水道メーター（φ150） 1基 電磁式水道メーター（φ200） 1基 記録計 2台 積算計 2台 アレスター 2台
	名称	オリックス・ファシリティーズ株式会社 いわき支店
相 手 方	代表者	いわき支店長 大野 正明
	所在地	福島県 いわき市 小名浜字林ノ上8-8
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	<p>本工事は、工業用水道需要事業者の計量満期を迎える電磁式量水器更新工事を実施するものである。 当該事業者が既存設備を施工実施したもので、既存設備との互換性を要すること、また既設機器撤去・新規据付施工にはメーカー独自の技術力が必要なことから、当該業者しか工事施行できないため随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名　〔 建設部水道課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2019000383 雫浄化センター I Z 循環ポンプ制御盤更新工事
	履行場所	南相馬市原町区雫字権現下地内
	種類	工事
	概要	I Z 循環ポンプ制御盤更新 ・機器費 一式 ・作業費 一式
相 手 方	名称	日立造船株式会社 東北支社
	代表者	支社長 伊東 孝郎
	所在地	宮城県 仙台市 青葉区中央一丁目6番35号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該機器は、雫浄化センターの水処理施設を制御する電気盤の更新である。本設備はアタカ工業㈱で開発した設備であるが、現在は当時代理店を務めていた日立造船株式会社に設備の更新等に必要な業務を全て譲渡したため、他社での更新は困難であること、また当該設備は既存設備との互換性を要することから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約としたい。</p>	
工事等担当課名 〔 市民生活部生活環境課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2019000532 高松浄化センターエアレーター修繕工事
	履行場所	南相馬市原町区上北高平字植松地内
	種類	工事
概 要		No. 1エアレーター修繕 1式
相 手 方	名称	wingエンジニアリング株式会社 東北支店
	代表者	支店長 野口 良太
	所在地	宮城県 仙台市宮城野区 榴岡二丁目5番30号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	<p>当該業者は既存装置の製造元であり、今回の業務においても適切かつ確かな施工が見込まれるものである。</p> <p>また、修繕対象の部材が製造業者特有になるため、市内業者での施工は困難である。従って、上記の特約店以外では機器の性能維持が困難であることから随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名 〔 建設部下水道課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。